定　　款

ノリタケ株式会社

大正６年４月15日作成
大正６年９月29日変更
大正９年７月15日変更
昭和３年７月10日変更
昭和３年10月17日変更
昭和８年２月６日変更
昭和９年12月19日変更
昭和13年４月18日変更
昭和13年12月22日変更
昭和14年４月24日変更
昭和14年12月21日変更
昭和15年10月29日変更
昭和16年６月26日変更
昭和17年11月27日変更
昭和18年12月24日変更
昭和19年５月３日変更
昭和19年12月26日変更
昭和21年１月28日変更
昭和22年２月25日変更
昭和22年６月17日変更
昭和23年７月23日変更
昭和24年１月15日変更
昭和26年７月30日変更
昭和29年１月25日変更
昭和31年７月28日変更
昭和36年１月28日変更
昭和36年７月28日変更
昭和38年１月28日変更
昭和39年１月28日変更
昭和43年１月29日変更
昭和46年７月27日変更
昭和48年１月30日変更
昭和50年１月29日変更
昭和56年４月１日変更
昭和57年２月26日変更
昭和58年２月25日変更
昭和60年２月27日変更
昭和60年６月１日変更
昭和60年７月26日変更
平成元年２月27日変更
平成元年４月１日変更
平成３年６月27日変更
平成６年６月29日変更
平成10年６月26日変更
平成13年６月28日変更
平成14年６月27日変更
平成15年６月27日変更
平成16年６月29日変更
平成17年６月29日変更
平成18年６月29日変更
平成21年６月26日変更
平成22年１月６日変更
平成25年６月27日変更
平成28年10月１日変更
令和４年６月28日変更
令和５年６月23日変更
令和６年４月１日変更
令和６年６月24日変更

ノリタケ株式会社　定款

第 1 章　　総　　則

（商　号）

第１条　当会社は、ノリタケ株式会社と称し、英文では、NORITAKE CO., LIMITEDと表示する。

（本店の所在地）

第２条　当会社は、本店を名古屋市に置く。

（目　的）

第３条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 陶磁器の製造販売
(2) 硝子製品の製造販売
(3) 合成樹脂製食器・同機械部品および金属食器の製造販売
(4) 研削・研磨・切削用品の製造販売
(5) 研削機械・窯業機械の製造販売
(6) 電子機材および同部品の製造販売
(7) セラミック製コンデンサー等の原料としての土石の加工、売買および輸出入
(8) 化学機械・同装置および部品の製造販売
(9) 窯業製品の製造販売
(10) 石膏製品の製造販売
(11) 医療用具の製造販売
(12) 日用雑貨の売買ならびにその仲介または代理
(13) 陶芸教室およびギャラリーの運営
(14) コンピューターソフトウェアの製作販売および情報処理サービス
(15) 不動産の賃貸
(16) 前各号に関連する一切の事業

（機　関）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、7,950万株とする。

（単元株式数）

第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買い増し）

第９条　単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

（株主名簿管理人）

第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規則）

第11条　当会社の株式の取り扱い等に関する事項は、取締役会で定める株式取扱規則による。

第３章　株　主　総　会

（招　集）

第12条　当会社の定時株主総会は、毎年４月１日から３月以内に、臨時株主総会は、必要のある場合に招集する。

②当会社の株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地に招集する。

（定時株主総会の基準日）

第13条　当会社の定時株主総会の基準日は、毎年３月31日とする。

（招集権者および議長）

第14条　株主総会は、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②取締役会長および取締役社長共に差しつかえがあるときは、取締役会の決議に基づきあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議方法）

第16条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第２項の定めによる株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってこれを行う。

（議決権の代理行使）

第17条　株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議決権の不統一行使）

第18条　株主がその有する議決権を統一しないで行使しようとするときは、株主総会の日の３日前までに、当会社に対して議決権を統一しないで行使する旨およびその理由を書面または電磁的方法により通知しなければならない。

第 4 章　　取締役および取締役会

（取締役の員数）

第19条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、12名以内とする。

②当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

（取締役の選任）

第20条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会で選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任決議は累積投票によらない。

（取締役の任期）

第21条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

③補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

④補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

（取締役会）

第22条　取締役は取締役会を構成し、取締役会は法令または定款に定めるところにより当会社の業務執行を決する。

②前項のほか取締役会に関する事項については、取締役会で定める取締役会規程による。

（取締役会の招集）

第23条　取締役会を招集するには、各取締役に対して会日の３日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の省略）

第24条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の取締役への委任）

第25条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（代表取締役）
第26条　取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から会社を代表するもの若干名を選定し、各自会社を代表させる。

（役付取締役）
第27条　取締役会は、その決議をもって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役社長各１名および取締役副社長若干名を選定することができる。

（相談役）
第28条　取締役会は、その決議をもって相談役若干名を置くことができる。

（取締役の報酬等）
第29条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

（取締役の責任免除）
第30条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
②当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 5 章　　監査等委員および監査等委員会

（常勤の監査等委員）
第31条　監査等委員会は、その決議により、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集）
第32条　監査等委員会を招集するには、各監査等委員に対して会日の３日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（監査等委員会規程）
第33条　監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。

第６章　　計　　算

（事業年度）
第34条　当会社の事業年度は毎年４月１日から翌年の３月31日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）
第35条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当の基準日）
第36条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。
②当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。
③前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）
第37条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満５年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第１条　当会社は、第142回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②第142回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第２項の定めるところによる。